



2024年11月29日

各位

会社名 株式会社 鉄人化ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 根来 拓也
(証券コード2404 スタンダード)
問合せ先 常務取締役 管理本部長 浦野 敏男
(TEL 03-3793-5111)

(訂正)「第三者割当による第14回新株予約権、第15回新株予約権及び第16回新株予約権(固定行使価額型)の発行に関するお知らせ」について一部訂正に関するお知らせ

当社は、2024年11月15日に公表いたしました「第三者割当による第14回新株予約権、第15回新株予約権及び第16回新株予約権(固定行使価額型)の発行に関するお知らせ」につきまして、記載事項の一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

1. 訂正の内容(訂正箇所を下線を付しております。)

(1)「7. 第三者割当前後の大株主及び持株比率」

(訂正前)

割当前(2024年8月31日現在)	
ファースト・パシフィック・キャピタル有限会社	62.66%
株式会社エクシング	3.83%
<u>株式会社第一通商</u>	3.83%
株式会社横浜銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	1.82%
日野 洋一	1.52%
吉田 嘉明	1.38%
佐藤 幹雄	1.23%
株式会社グッドスマイルカンパニー	0.61%
日野 元太	0.55%
日野 加代子	0.55%

(訂正後)

割当前(2024年8月31日現在)	
ファースト・パシフィック・キャピタル有限会社	62.66%
株式会社エクシング	3.83%
<u>株式会社第一興商</u>	3.83%
株式会社横浜銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	1.82%
日野 洋一	1.52%
吉田 嘉明	1.38%
佐藤 幹雄	1.23%

株式会社グッドスマイルカンパニー	0.61%
日野 元太	0.55%
日野 加代子	0.55%

(2) 別紙1「株式会社鉄人化ホールディングス第14回新株予約権発行要項」

訂正前	訂正後
<p>14. 組織再編行為による新株予約権の交付</p> <p>(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>第11項乃至第14項、<u>第17項及び第18項</u>に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>15. <u>本新株予約権の譲渡制限</u></p> <p><u>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</u></p> <p>16. 本新株予約権の行使請求の方法</p> <p>(1) 本新株予約権を行使する場合、第11項に定める行使期間中に<u>第21項</u>記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて<u>第22項</u>に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、<u>第21項</u>記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。</p> <p>(4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>	<p>14. 組織再編行為による新株予約権の交付</p> <p>(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>第11項乃至第14項、<u>第16項及び第17項</u>に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p><u><第15項を削除の上、以下、項番号繰上げ></u></p> <p>15. 本新株予約権の行使請求の方法</p> <p>(1) 本新株予約権を行使する場合、第11項に定める行使期間中に<u>第20項</u>記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて<u>第21項</u>に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、<u>第20項</u>記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。</p> <p>(4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>

(3) 別紙2「株式会社鉄人化ホールディングス第15回新株予約権発行要項」

訂正前	訂正後
<p>14. 組織再編行為による新株予約権の交付</p> <p>(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p>	<p>14. 組織再編行為による新株予約権の交付</p> <p>(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p>

<p>第 11 項乃至第 14 項、<u>第 17 項及び第 18 項</u>に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>15. <u>本新株予約権の譲渡制限</u> <u>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</u></p> <p>16. 本新株予約権の行使請求の方法</p> <p>(1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項に定める行使期間中に<u>第 21 項</u>記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて<u>第 22 項</u>に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、<u>第 21 項</u>記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。</p> <p>(4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>	<p>第 11 項乃至第 14 項、<u>第 16 項及び第 17 項</u>に準じて、組織再編行為に際して決定する。 <u><第 15 項を削除の上、以下、項番号繰上げ></u></p> <p>15. 本新株予約権の行使請求の方法</p> <p>(1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項に定める行使期間中に<u>第 20 項</u>記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて<u>第 21 項</u>に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、<u>第 20 項</u>記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。</p> <p>(4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
---	--

(4) 別紙 3「株式会社鉄人化ホールディングス第 16 回新株予約権発行要項」

訂正前	訂正後
<p>14. 組織再編行為による新株予約権の交付</p> <p>(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>第 11 項乃至第 14 項、<u>第 17 項及び第 18 項</u>に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>15. <u>本新株予約権の譲渡制限</u> <u>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</u></p> <p>16. 本新株予約権の行使請求の方法</p> <p>(1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項に定める行使期間中に<u>第 21 項</u>記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされ</p>	<p>14. 組織再編行為による新株予約権の交付</p> <p>(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>第 11 項乃至第 14 項、<u>第 16 項及び第 17 項</u>に準じて、組織再編行為に際して決定する。 <u><第 15 項を削除の上、以下、項番号繰上げ></u></p> <p>15. 本新株予約権の行使請求の方法</p> <p>(1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項に定める行使期間中に<u>第 20 項</u>記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされ</p>

<p>る金銭の全額を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第21項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。</p> <p>(4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>	<p>る金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第20項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。</p> <p>(4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
---	---

以 上